

みどり市家庭用省エネナビ貸出要領

(趣旨)

第1条 この告示は、家庭での省エネルギーの啓発を図るため、家庭内での消費電力の総量を金額やCO₂排出量に換算して表示する機械(以下「省エネナビ」という。)の貸出しについて、必要な事項を定めるものとする。

(貸出要件)

第2条 省エネナビの貸出しを受けることができる者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 市内に在住する個人であること。
- (2) 電力会社との間に省エネナビを設置しようとする住宅に係る電気の供給契約を結んでいる者又はその者と同一の世帯に居住する者であること。
- (3) 省エネナビの設置が可能な分電盤を有する住宅に居住している者であること。

(貸出数量)

第3条 省エネナビの貸出しは、前条に規定する貸出要件を満たす者1人につき1台とする。

(経費負担)

第4条 省エネナビの貸出しは、無料とする。ただし、貸出期間中における省エネナビ動作に伴う経費は、貸出しを受けた者(以下「モニター」という。)が負担するものとする。

(申請)

第5条 省エネナビの貸出しを受けようとする者(以下「申請者」という。)は、みどり市家庭用省エネナビ借受申請書(様式第1号)により市長に申請するものとする。

(決定)

第6条 市長は、前条の規定による申請を受けたときは、その内容を審査し、貸出しの可否を決定するものとする。

- 2 市長は、前項の決定をしたときは、申請者に対し、みどり市家庭用省エネナビ貸出(可否)決定通知書(様式第2号)により通知するものとする。

(貸出期間)

第7条 省エネナビの貸出期間は、貸出しを受けた日から1年を経過する日の属する月の10日までとする。ただし、引き続き貸出しを受けようとするモニターは、当該貸出期間の終了した日後、新たに申請することができる。

(貸出決定の取消し)

第8条 市長は、モニターが省エネナビを目的外に使用したとき又は第三者に

転貸したときは、その貸出しの決定を取り消すことができる。

(管理)

第9条 モニターは、貸出しを受けた省エネナビを適切な管理のもとに使用するものとする。

2 モニターは、貸出しを受けた省エネナビを故意又は重大な過失により紛失し、又は破損したときは、実費弁償しなければならない。

(返還)

第10条 モニターは、次の各号のいずれかに該当するときは、速やかに省エネナビを市長に返還するものとする。

(1) 省エネナビの貸出期間が経過したとき。

(2) 第2条に規定する貸出要件を満たさなくなったとき。

(3) 第8条の規定により貸出しの決定が取り消されたとき。

(データの提供その他の協力)

第11条 市長は、モニターに対し、必要に応じて省エネナビの効果等に関するデータの提供その他の協力を求めることができる。

(台帳の整備)

第12条 市長は、省エネナビの貸出状況を把握するため、みどり市家庭用省エネナビ貸出台帳(様式第3号)を整備するものとする。

附 則

この告示は、平成22年11月1日から施行する。

様式第1号（第5条関係）

年 月 日

みどり市長 様

住所

氏名

㊟

電話

みどり市家庭用省エネナビ借受申請書

みどり市家庭用省エネナビ貸出要領第5条の規定により省エネナビの貸出しを受けたいので、下記のとおり申請します。

記

1 機器名

2 契約内容

A (アンペア)

※ご家庭で電力会社と契約しているアンペア数を記入してください。

3 借受期間

年 月 日から

年 月 日まで

4 返却予定日

年 月 日

様式第2号（第6条関係）

みどり市家庭用省エネナビ貸出(可否)決定通知書

年 月 日

様

みどり市長

㊟

年 月 日付けで申請がありました省エネナビの貸出しについて下記の通り決定しましたので通知します。

記

- 1 決定内容 可 ・ 否
(貸出しができない理由：)
- 2 機器名
- 3 貸出期間 年 月 日から 年 月 日まで
- 4 返却予定日 年 月 日

